

青森県報

第三千七百九十九号

平成二十六年
一月二十九日
(水曜日)

目次

告 示

生活保護法による指定施術者の施術所の名称及び所在地変更の届出……………(健康福祉課) ……一

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定施術者の施術所の名称及び所在地変更の届出……………(同) ……一

障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……二

漁業の許可等の申請期間……………(水産振興課) ……二

土地収用法による収用又は使用の手續の開始……………(監理課) ……二

出先機関

土地改良区の役員の就任及び退任……………(西北地域) ……二

人事委員会

人事委員会規則六 一五(職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則……………(職員課) ……三

告

示

青森県告示第四十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十五条において準用する同法第

五十条の二の規定により、次のとおり指定施術者から施術所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十六年一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	氏名	住所	施術所の名称	施術所の所在地	変更年月日
大久保 明悦	大久保 明悦			八戸市青葉一丁目三の七	青葉第二接骨院	八戸市白銀三丁目六の二の二	平成二六・一・一
				八戸市青葉二丁目一	青葉第二接骨院	八戸市白銀三丁目六の二の二	
				八戸市青葉二丁目三の七	青葉町接骨院	八戸市青葉二丁目三の七	

青森県告示第四十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)以下「例による生活保護法」という。(第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定施術者から施術所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十六年一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	氏名	住所	施術所の名称	施術所の所在地	変更年月日
大久保 明悦	大久保 明悦			八戸市青葉一丁目三の七	青葉第二接骨院	八戸市白銀三丁目六の二の二	平成二六・一・一
				八戸市青葉二丁目一	青葉第二接骨院	八戸市白銀三丁目六の二の二	
				八戸市青葉二丁目三の七	青葉町接骨院	八戸市青葉二丁目三の七	

青森県告示第四十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十六年一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	名称	指定年月日
主たる事務所の所在地	所在地	所在地	
障害福祉サービスの種類	指定就労継続支援A型事業所はなまるみつけ	指定就労継続支援A型事業所はなまるみつけ	平成二十六年一月二十九日
障害福祉サービスを行う所	むつ市旭町一の二六C	むつ市旭町一の二六C	
就労継続支援A型	平成二十六年一月二十九日		
一般社団法人陽だまりの会	一むつ市旭町五の八		

青森県告示第四十五号

青森県海面漁業調整規則（昭和四十三年二月青森県規則第十一号）第八条第二項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、小型機船（同規則第二十一条第三項）の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定め、同規則第八条第三項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成二十六年一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十六年三月三日から同月十四日まで

備考

一 漁業種類 手線第一種漁業

二 操業区域 下北郡尻屋崎灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ直線の中点から正東の線以南、東経百四十二度三十分の線以西の太平洋における

青森県沖合海域

三 操業期間 平成二十六年四月一日から同年六月三十日まで及び同年九月一日から平成二十七年三月三十一日まで

四 許可又は起業の認可をされる船舶の隻数の最高限度 五隻

青森県告示第四十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十四条の規定による収用又は使用の手続開始の申立てがあつたので、同法第三十四条の三の規定により次のとおり告示する。

平成二十六年一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 収用又は使用の手続の開始

1 起業者の名称 青森県

2 収用又は使用の手続の開始に係る事業の種類 一般国道二七九号改築工事（二枚橋バイパス・青森県むつ市大畑町佐藤ヶ平地先国有森林地内から同市大畑町涌館地内まで）及びこれに伴う農業用道路付替工事

3 収用又は使用の手続の開始をする土地

イ 収用の部分 青森県むつ市大畑町佐藤ヶ平地先国有森林、釣屋浜及び大畑道地内

ロ 使用の部分 青森県むつ市大畑町釣屋浜及び大畑道地内

二 土地収用法第三十四条の四第二項の規定による図面の縦覧場所 むつ市役所

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、枝

川鶴田土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十六年一月二十九日

西北地域県民局長 藤 岡 正 昭

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理事	工藤 國治	北津軽郡鶴田町大字山道字押眠八二の二	平成 二六・一・二〇就任
"	長内 敏	"	"
"	一戸 辰美	大字中野字種元二一	"
"	蒔苗 四郎	板柳町大字小幡字柳川九九	"
"	福井 兼好	鶴田町大字大巻字川瀬五六の一	"
"	工藤 治	大字胡桃館字蓮沼八七の	"
"	成田 悦夫	大字鶴田字相原一八九の	"
"	石岡 三弘	大字葛蒲川字笹森五	"
"	八木橋恵一	大字鶴田字相原一一	"
監事	千葉 浩司	大字境字宮内一一七	"
"	三浦 啓一	大字大性字川辺六六の一	"
"	坂本 力	大字鶴田字一本木二二〇	"
理事	工藤 國治	大字山道字押眠八二の二	二六・一・一九退任
"	藤田 清英	大字鶴田字早瀬一九九の	"
"	一戸 辰美	大字中野字種元二一	"
"	成田 悦夫	大字鶴田字相原一八九の	"
"	長内 敏	大字鶴泊字東田一〇の一	"
"	蒔苗 四郎	板柳町大字小幡字柳川九九	"
"	工藤 治	鶴田町大字胡桃館字蓮沼八七の	"
"	石岡 三弘	大字葛蒲川字笹森五	"
"	福井 兼好	大字大巻字川瀬五六の一	"
"	八木橋恵一	大字鶴田字相原一一	"
監事	千葉 浩司	大字境字宮内一一七	"
"	工藤 治	大字胡桃館字蓮沼八七の	"

人事委員会

人事委員会規則六 一五（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年一月二十九日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則六 一五（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則六 一五（職員の任用に関する規則）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号から第三号までを次のように改める。

- 一 職員採用試験（大学卒業程度）
 - 二 職員採用試験（短期大学卒業程度）
 - 三 職員採用試験（高等学校卒業程度）
- 別表第一中「職員採用上級試験」を「職員採用試験（大学卒業程度）」と、「職員採用中級試験」を「職員採用試験（短期大学卒業程度）」と改め、「又は高等専門学校卒業程度」を削り、「職員採用初級試験」を「職員採用試験（高等学校卒業程度）」に改め、同表の注の2中、「高等専門学校」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

"	田澤 義隆	"	大字大性字一本柳二二〇	"
"	の四	"	"	"

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭